

議案第48号

入間市職員のサービスの宣誓に関する条例及び入間市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

条例 別記のとおり

令和3年6月4日提出

入間市長 杉 島 理一郎

提 案 理 由

行政手続及び内部手続に関し、押印等を求める手続を見直したいので、この案を提出するものである。

入間市職員の服務の宣誓に関する条例及び入間市固定資産評価審査委員会条例の
一部を改正する条例

(入間市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第1条 入間市職員の服務の宣誓に関する条例（昭和31年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において」を削り、「に署名」を「を任命権者に提出」に改める。

別記様式中「㊟」を削る。

(入間市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第2条 入間市固定資産評価審査委員会条例（昭和31年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第8条第5項中「、提出者がこれに署名押印し」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。